

## 次期あいち交通ビジョン（仮称）策定支援業務委託仕様書

### 1 業務の名称

本業務の名称は、「次期あいち交通ビジョン（仮称）策定支援業務」とする。

### 2 目的

現行の「あいち交通ビジョン」（取組期間：2022～2026年度）及び「愛知県地域公共交通計画」（取組期間：2024～2026年度）の取組期間が2026年度で満了する。

そのため、「あいち交通ビジョン」と「愛知県地域公共交通計画」を統合する形で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）」に基づく「地域公共交通計画」として、次期あいち交通ビジョン（仮称）（以下、次期ビジョンという）を策定し、人口減少下における公共交通のあり方や効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築、公共交通の維持・確保に向けての県としてのビジョンを示すとともに、国・県・市町村・交通事業者・県民等の役割分担と連携のもと、県として取り組む施策を具体的に示し、切れ目なく取組を推進していく。例えば、観光や教育、福祉部門などとの連携には特に留意すること。

本業務は、次期ビジョン策定にあたり、目標設定、取り組むべき施策の具体化、各種資料の作成や素案の作成、協議会等の運営支援などを委託するものである。

次期ビジョンは、上位計画である「あいちビジョン2030」に合わせ、2040年頃の社会経済を展望しつつ、交通を取り巻く状況の変化に柔軟かつ適切に対応していくため、2027年度から2031年度の5年間を取組期間とする。

なお、本業務の実施にあたっては、2025年度に実施した「次期ビジョン基礎調査事業」（以下、基礎調査事業という）において整理した、本県の公共交通に関する各種調査結果及び取り組むべき施策の方向性を踏まえることとする。

### 3 業務内容

#### （1）次期ビジョン策定に必要な情報の収集・把握

基礎調査事業で整理した各種調査結果等について、必要に応じ、新たに公表された資料等を反映し、時点更新を行う。

また、既存資料、既往調査などにより、現行のビジョン及び計画に記載されている施策の進捗及び取組状況を整理するとともに、各種目標指標について達成度の検証を行う。

#### （2）次期ビジョンの目標設定

基礎調査事業で整理した現行のビジョン及び計画の評価、目指すべき姿や取り組むべき施策の方向性を踏まえ、現行のビジョン及び計画における取組目標をベースに、新たに取り組むべき目標を設定する。目標設定にあたっては可能な限り具体的かつ定量的な目標とする。

目標設定にあたっては、関係者間で協議を行い、合意形成を図ることとする。

#### （3）具体的な施策・実施主体・スケジュールの検討

設定した目標の達成に向けた具体的な施策について、その概要、実施主体、年度ごとの実施スケ

ジュール等について検討する。

検討にあたっては、次期ビジョン策定後の各種施策のフォローアップを適切に実施するため、進捗管理の具体的な方法についても記載する。また、重複や漏れ等のないよう施策の整合性を確保するとともに、関係者間で協議を行い、実効性のある内容となるよう留意する。

#### (4) 次期ビジョン（素案）の取りまとめ

基礎調査事業で整理した内容及び上記の（１）～（３）を踏まえ、次期ビジョン（素案）を取りまとめる。

素案の取りまとめにあたっては、各種調査結果等の整理に基づく課題の抽出、基本的な方針の設定、ビジョン及び公共交通計画の目標と具体的施策等の流れを整理し、国・県・市町村・交通事業者・県民等のそれぞれの役割を分かりやすく記載することに留意する。

#### (5) 協議会等の運営支援

愛知県公共交通協議会及び作業部会について、必要に応じ、事前打ち合わせへの参加、会議資料作成補助、事務局側としての出席及び議事録の作成等の支援を行う。

なお、愛知県公共交通協議会については２回程度、作業部会については３回程度の開催を予定している。

#### (6) パブリックコメント案の作成

次期ビジョンについて、広く県民の意見を聞くためのパブリックコメントの実施を支援する。実施にあたり、次期ビジョン（素案）に愛知県公共交通協議会での協議等を反映したパブリックコメント案を作成する。

#### (7) 打合せ協議

適正な業務の遂行を図るため、常に密接な連絡をとるものとし、業務着手時、中間時点（２回）、業務終了時の計４回実施することを基本とするが、県が必要と認めた場合には適宜打合せを行うものとする。

#### (8) 成果物の作成

上記の業務内容についての取りまとめを行い、成果物を作成する。

### 4 成果物

- ・業務報告書（本冊及び概要版） 印刷物３部と電子データ
- ・各業務において作成した資料・記録等をまとめた電子データ
- ・その他委託者が指示したもの

### 5 委託業務期間

契約締結日から令和９年３月２６日（金）まで

## 6 その他

- (1) 委託業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況など内容全般を常に把握している業務責任者を置き、本業務の実施にあたっては、県と十分に協議すること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに具体的な実施内容を企画・検討し、県と協議した上で、業務実施に係る業務計画書を作成し、県の承認を得るものとする。
- (3) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と区分して、会計処理を行うこと。
- (4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属すること。
- (5) 委託業務にあたり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (6) 文献調査のうち、県が有している資料の提供については、県も協力する。なお、受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする）。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議し、真摯に対応すること。
- (8) 上記（1）～（7）は再委託先においても適用する。